



IP表記とは、キャビネットの機能のうち、危険な箇所への接近および、  
外来固形物に対する保護・水の侵入に対する保護について、  
IEC60529 (JIS C 0920) にて保護等級として下表のように規定されています。



第一特性数字		
数字	器具に対する保護内容 外来固形物の侵入に対して	人体に対する保護内容 危険な部分の接近に対して
0	無保護	無保護
1	直径50mm以上の 外来固形物 に対して保護さ れている	手の危険部へ の接近に対す る保護
2	直径12.5mm以上 の外来固形物 に対して保護さ れている	指の危険部へ の接近に対す る保護
3	直径2.5mm以上 の外来固形物 に対して保護さ れている	工具類による 危険部への接 近に対する保護
4	直径1mm以上の 外来固形物に 対して保護され ている	針金による危 険部への接近 に対する保護  針金： 直径=1mm 長さ=100mm
5	防じん形：粉塵 の内部侵入を 防止する。若干 の侵入があつても 正常運転を阻害 しない	
6	耐じん形：粉塵 が内部に侵入し ない	
X	規定しない	

第二特性数字	
数字	器具に対する保護内容 水の侵入に対して
0	無保護
1	鉛直に落ちる水滴 によって有害な影 響を受けない
2	15°以内に傾斜し ても鉛直に落ち る水滴によって 有害な影響を受 けない
3	鉛直から60°以 内の噴霧水によ って有害な影響 を受けない
4	あらゆる方向か らの飛沫によつ ても有害な影響 を受けない
5	あらゆる方向か らのノズルによ る噴流水によつ て有害な影響を 受けない
6	あらゆる方向か らの暴噴流によ って有害な影響 を受けない
7	規定の圧力及び 時間で一時的に 水中に浸漬して も有害な影響を 受けない
8	上記7より厳し い条件下で継続 的に水中に浸漬 しても有害な影 響を受けない
X	規定しない

付加特性文字	
数字	人体に対する保護内容 危険な部分の接近に対して
A	手の危険部へ の接近に対する 保護
B	指の危険部へ の接近に対する 保護
C	工具類による危 険部への接近 に対する保護
D	針金による危険 部への接近に 対する保護

S BOX  
スイッチ  
ボックス

T BOX  
タッチパネル  
ボックス

C BOX  
コントロール  
ボックス

モニター  
アーム

配線  
ダクト

アクセサリ

LED照明

設計支援  
カスタム  
オーダー

テクニカル  
データ

お取引  
納期  
環境

索引